

# 射水市 不妊治療費助成制度について

射水市では、不妊治療を受けているご夫婦に対し **1年度あたり30万円を限度**に治療費を助成します。（所得制限はありません。）

## 制度について

### ◆対象者◆ 下記についてすべて該当される夫婦

- ①配偶者と婚姻の届出をしている
- ②治療時および申請受付日において射水市に住所を有している
- ③医療保険各法による被保険者もしくは被扶養者である
- ④夫婦の属する世帯において市税（※1）の滞納がない
- ⑤**特定不妊治療**：富山県の助成金が受けられる方（※2）

（※1 市税…市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）

治療開始日に妻の年齢が43歳未満の方。

**一般不妊治療**：診療日において、妻の年齢が43歳未満の方。

（※2 年度内に富山県の助成金を受け通算回数に上限が来た場合は、射水市の助成金が残っている限り、その年度に限って市単独で特定不妊治療の助成をいたします。助成に際しまして、富山県へ助成回数の確認をさせていただくことがあります。ご了承ください。）

### ◆対象となる不妊治療◆

**特定不妊治療**：顕微授精、体外受精、融解胚移植、男性不妊治療のうち精子回収術（精巣内精子生検採取法【TESE】、精巣上体内精子吸引採取法【MESA】）

**一般不妊治療**：特定不妊治療を除く不妊治療（タイミング指導、薬物療法、手術療法、人工授精、上記以外の男性不妊治療など）やそのための検査

**助成の対象外**：入院時の食事療養費、文書料や個室料などの不妊治療に直接関係のない費用、不妊治療を伴わない不妊症を診断するための検査費用

### ◆助成限度額◆

夫婦1組に対して1年度あたり30万円（特定不妊治療と一般不妊治療をあわせて）

### ◆申請期限◆

**特定不妊治療**：1回の治療終了日が属する年度内

**一般不妊治療**：診療日が属する年度内

- 郵送での申請は3月末日必着となります。
- 特定不妊治療は富山県の助成決定を受けてから市に申請してください。
- やむを得ない事情により期限内に申請できない場合（医療機関の受診証明書や県の決定通知書が間に合わない等）は、3月中に保健センターまでお問合せください。詳細はQ&Aを参照ください。
- 申請は助成限度額に達するまで何回でもできますので、治療の区切り毎に速やかに申請をしてください。

### ◆助成金の交付◆

口座振込（申請受付日の翌月末頃）

## ◆必要書類◆

- ①不妊治療費助成金交付申請書兼請求書  
…申請者が記載してください。記載例をご覧ください。
- ②不妊治療費助成事業受診証明書(特定不妊治療用・一般不妊治療用)  
…医療機関へ記載を依頼してください。院外処方分は薬局へ記載を依頼してください。
- ③領収書の原本(受診証明書に記載されている分)  
…原本は決定通知と共に郵送でお返しします。
- ④夫婦の保険証の写し
- ⑤県の助成決定通知の写し  
…特定不妊治療を受けている場合に必要です。県が発行する書類です。
- ⑥通帳のコピー  
…新規申請または以前と違う口座の場合に必要です。
- ⑦戸籍謄本(夫婦が記載されているものであれば抄本でも可)  
…夫婦の住所が異なる場合にのみ必要です。

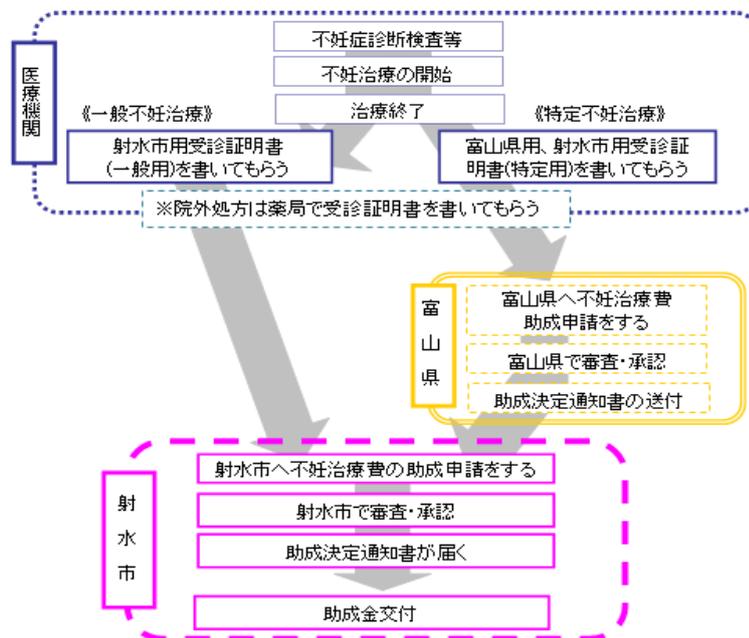
①、②の書類は射水市 HP からダウンロードできます。  
申請前に申請書類のチェックリストを確認してください。

## ◆申請方法◆

必要書類を下記窓口へ提出してください。郵送での申請は保健センターのみ受け付けます。

- ・射水市保健センター：射水市中村 38 番地 Tel52-7070
- ・母子総合相談室（キッズポートいみず内）：射水市二口 1081 番地 Tel52-7408

## ◆申請の流れ◆



## ◆問合せ先◆



〒939-0241 富山県射水市中村 38 番地

射水市保健センター 0766-52-7070 すこやか保健係



問1：いつ申請すればいいですか？

答：《特定不妊治療》  
1回の治療が終了し、県の助成申請後に助成決定通知が届いてから、速やかに市に申請してください。  
《一般不妊治療》  
検査・治療を受けた後で申請してください。申請のタイミングとしては次のような時期等が考えられます。

- ある程度の治療が終了した時期
- 医療費の自己負担額が30万円を超えた時期
- 検査や治療が終了し、以後治療の予定がない場合

問2：一年のうち一般不妊治療と特定不妊治療のどちらの治療も受けたのですが、同時に申請できますか？また助成金額はどうなりますか？

答：《申請について》  
次の要件を満たしていれば、同時に申請できます。  
(1) 特定不妊治療について県の助成決定を終えている。  
(2) どちらも申請有効期間内である。  
特定不妊治療の申請期間は「1回の治療が終了した日」の属する年度で判断します。一般不妊治療の申請期間と異なる場合がありますので、ご注意ください。  
同時に申請する場合であっても受診証明書は一般用、特定用をそれぞれ医療機関・院外処方薬局で発行してもらってください。  
《助成金額について》  
助成金の限度額は1年度あたり一般と特定とをあわせて30万円までです。

問3：1年間に何回まで申請できますか？

答：申請回数の制限はありません。申請有効期間内であれば、限度額に到達するまで何回でも申請することができます。

問4：体外受精（または顕微授精）をしています。県に申請していません。射水市にだけ申請できますか？

答：いいえ。体外受精や顕微授精をしている方は必ず県の助成を受けたうえで市に申請をしてください。

問5：婚姻前に行った治療は対象になりますか？

答：いいえ。夫婦となってからの治療が対象となるため、婚姻前の治療は対象になりません。

問6：射水市に転入する前から治療をしているのですが、助成してもらえますか？

答：いいえ。射水市に住所を有する期間に行った治療のみ助成の対象となります。転入前の治療については助成することはできません。

問7：特定不妊治療が3月に終わった場合、市の助成はどうなりますか？

答：まずは3月中に県へ申請してください。県へ申請後、保健センターへご連絡のうえ、4月末日まで市へ申請してください。

問8：治療が3月末日までかかる予定で、3月中に市への申請ができません。

答：まず、2月治療分までを3月中に市へ申請してください。その後、3月治療分については、保健センターへご連絡のうえ、4月末日まで市へ申請してください。

問9：県の助成はどこで申請すればよいのですか？

答：高岡厚生センター射水支所です。ご不明な点については、厚生センターへお問合せください。

県の助成については

高岡厚生センター射水支所  
0766-56-2666

〒939-0351  
富山県射水市戸破 1875-1

問10：富山県の特定不妊治療の通算回数が上限に達しました。以降の特定不妊治療は射水市に申請できますか？

答：いいえ。富山県の助成金が受けられる方が射水市助成の対象となります。ただし、年度内に富山県の助成金を受け通算回数に上限が来た場合は、射水市の助成金が残っている限り、その年度に限って市単独で特定不妊治療の助成をいたします。助成に際しまして、富山県へ助成回数の確認をさせていただくことがあります。ご了承ください。下記の例を参考にしてください。

例 平成N年5月1日 日本年度1回目の特定不妊治療開始（治療開始日Aさん41歳）



平成N年6月15日に治療が終了 ←富山県へは15万円の上限枠で申請  
治療にかかった金額 40万円 この申請で富山県の通算回数上限



富山県より15万円の助成+射水市より25万円の助成（射水市の助成残額5万円）  
平成N年8月1日 日本年度2回目の特定不妊治療開始（治療開始日Aさん41歳）



平成N年9月1日に治療が終了 ←本来なら富山県へ助成の申請をするところですが、  
治療にかかった金額 15万円 先の治療で通算回数上限が来てしまったため、  
富山県の助成は受けられません。



県の助成が無くても射水市の助成残額5万円を単独で助成します。

翌年度

富山県から助成金を受け取れないため、特定不妊治療への助成はありません。

※開始日に妻の年齢が43歳以上の特定不妊治療は、射水市の助成金が残っていても助成を受け取ることはできません。

